

○群馬県警察職員の健康安全管理に関する訓令

昭和53年2月22日本部訓令甲第2号

改正

昭和55年9月30日本部訓令甲第17号  
昭和59年3月30日本部訓令甲第5号  
昭和60年3月22日本部訓令甲第2号  
昭和60年8月1日本部訓令甲第6号  
昭和62年3月31日本部訓令甲第4号  
昭和63年3月31日本部訓令甲第4号  
平成元年3月16日本部訓令甲第2号  
平成2年3月20日本部訓令甲第1号  
平成6年3月14日本部訓令甲第7号  
平成13年3月15日本部訓令甲第2号  
平成14年3月15日本部訓令甲第4号  
平成15年3月7日本部訓令甲第3号  
平成15年10月7日本部訓令甲第19号  
平成16年1月30日本部訓令甲第3号  
平成16年3月12日本部訓令甲第8号  
平成18年3月10日本部訓令甲第5号  
平成19年3月7日本部訓令甲第2号  
平成22年3月11日本部訓令甲第1号  
平成23年2月28日本部訓令甲第2号  
平成25年3月11日本部訓令甲第4号  
平成27年3月3日本部訓令甲第5号  
平成29年12月28日本部訓令甲第16号  
令和3年3月12日本部訓令甲第4号  
令和3年9月28日本部訓令甲第14号  
令和3年10月22日本部訓令甲第16号

群馬県警察職員の健康安全管理に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察職員の健康安全管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 健康安全管理体制（第5条—第22条）
- 第3章 健康診断（第23条—第33条）
- 第4章 健康異常者に対する管理指導（第34条—第44条）
- 第4章の2 過重労働による健康障害防止対策（第44条の2—第44条の12）
- 第5章 伝染病に対する措置（第45条—第48条）
- 第6章 健康の保持・増進（第49条—第54条）
- 第7章 安全管理（第55条—第62条）
- 第8章 記録等（第63条—第66条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、群馬県警察職員（以下「職員」という。）の健康を保持・増進するとともに、安全を確保して勤務能率の向上を図るため、職員の健康管理及び安全管理について必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、所属職員の健康の保持・増進及び安全の確保に配慮するとともに、快適な職場環

境の実現に努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、この訓令による健康管理上及び安全管理上必要な措置に従うほか、常に私生活の節制等自己の健康管理を行うことにより健康の保持及び増進に努めるとともに、業務災害を防止するために必要な事項を守り安全の確保に努めなければならない。

(秘密の保持)

第4条 健康管理業務に従事し、又はその事務を処理する者は、職務上知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

## 第2章 健康安全管理体制

(総括健康安全管理者)

第5条 群馬県警察本部(以下「本部」という。)に、総括健康安全管理者を置く。

2 総括健康安全管理者は、警務部長をもつて充てる。

3 総括健康安全管理者は、この訓令の運用上の責任者として次条に定める主任健康安全管理責任者を指揮して職員の健康の保持・増進及び安全の確保に必要な措置を講ずるとともに、次に掲げる業務を統括管理するものとする。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。

(4) 職場内における災害の原因調査及び再発防止対策に関すること。

(主任健康安全管理責任者)

第6条 本部に、主任健康安全管理責任者を置く。

2 主任健康安全管理責任者は、警務部厚生課長をもつて充てる。

3 主任健康安全管理責任者は、総括健康安全管理者の指揮を受け、次に掲げる業務の管理を行うものとする。

(1) 健康診断の実実施細目、運用に関すること。

(2) 職員の健康管理に関する計画・立案及びその実施に関すること。

(3) 職員の健康又は安全のための勤務環境等の改善に関すること。

(4) 安全衛生管理者の養成並びに安全衛生事務取扱担当者の指導及び教養に関すること。

(5) 救急資器材、薬品等の調達及び整備に関すること。

(6) 職員の危険を防止するための施設、設備等の検査及び整備に関すること。

(7) 職員の健康管理及び安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理上又は安全管理上必要な事項に関すること。

(健康安全管理担当者)

第7条 所属に、健康安全管理担当者を置き、所属長をもつて充てる。

2 健康安全管理担当者は、総括健康安全管理者の命を受け、当該所属における次の業務を行うものとする。

(1) 職員の健康状態のは握及び指導管理に関すること。

(2) 職員の健康診断の実施に関すること。

(3) 職員の保健衛生教養に関すること。

(4) 救急資器材、薬品等の整備及び保管に関すること。

(5) 職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること。

(6) 職員の危険を防止するための施設、設備等の検査及び整備に関すること。

(7) 職員の健康管理及び安全管理に関する資料の整備及び保管に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、所属の職員の健康又は安全管理上必要な事項に関すること。

(健康安全管理事務取扱者)

第8条 所属に、健康安全管理事務取扱者を置く。

2 健康安全管理事務取扱者は、次席、副隊長、副校長又は副署長をもつて充てる。

3 健康安全管理事務取扱者は、前条に掲げる健康安全管理担当者の業務を補佐するとともに、健康管理医の指導又は助言を受けて、当該所属における安全衛生管理者又は安全衛生事務取扱者を指揮し、次の業務を行うものとする。

- (1) 職員の健康、安全に関する指導並びに相談に関すること。
- (2) 職員の健康安全管理の実施に必要な事務処理の総括に関すること。
- (3) 定期的に職場を巡視し、職員の健康又は安全に害を及ぼすおそれがあると認める職場環境に関し改善意見を付して健康安全管理担当者に報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に健康安全管理担当者が必要と認め命じた事項に関すること。  
(安全衛生管理者)

第9条 別表第1に掲げる所属に、同表に定める数の安全衛生管理者を置く。

2 安全衛生管理者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条に定める免許を受けた者又は資格を有する者で、次の各号に掲げる基準に該当する者の中から、所属長が任命（指名）書（別記様式第1）を交付して任命するものとする。

- (1) 主任以上の職にある者であること。
- (2) 当該所属において、原則として庶務・警務・会計又は健康安全管理に関する事務を担当している者であること。

3 所属長は、安全衛生管理者を任命したときは、別記様式第2により総括健康安全管理者に報告しなければならない。配置換、退職等の事情により解任した場合も同様とする。

4 安全衛生管理者は、担当所属において、健康安全管理担当者及び健康安全管理事務取扱者の指揮監督の下に別表第1に掲げる当該所属職員の健康管理及び安全管理に関する事務の主任者として、法第10条第1項各号及び法第11条第1項に掲げる業務のうち、衛生及び安全に係る技術的事項を管理するほか、健康管理医の指導及び助言を得て、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康に異常ある者の早期発見及び処置に関すること。
- (2) 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (3) 担当所属における職員の負傷、疾病、死亡及びこれらに係る休暇（欠勤及び休職を含む。）等衛生管理上必要な統計の作成に関すること。
- (4) 職員の健康診断の実施に関すること。
- (5) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (6) 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
- (7) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
- (8) 職員の健康管理及び安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に必要な事項に関すること。

5 安全衛生管理者は、随時職場を巡視し、設備、執務方法又は衛生状態が職員の健康に有害のおそれがあるときは、応急の措置を行い、又は適当な予防措置を講ずるよう健康安全管理担当者に意見を述べることができる。

(安全衛生事務取扱担当者)

第10条 安全衛生管理者を置かない警察署の所属長（次項において「指定所属長」という。）は、当該所属の警務又は会計の業務に従事する主任以上の職員の中から、安全衛生事務取扱担当者1人を指名するものとする。

2 指定所属長は、安全衛生事務取扱担当者を指名するときは、前条第2項の例により任命（指名）書を交付するとともに、同条第3項の例により総括健康安全管理者に報告しなければならない。配置換、退職等の事情により、指名を解除した場合も同様とする。

3 安全衛生事務取扱担当者は、当該所属における次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職員の健康管理又は安全管理に関する資料並びに統計の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 救急資器材、薬品及び施設、設備等の点検、整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全管理に関し、健康安全管理担当者が命じた事項

(健康管理医)

第11条 本部及び警察署に健康管理医を置く。

2 前項の健康管理医は、医師のうちから本部の健康管理医については警察本部長（以下「本部長」という。）が、警察署の健康管理医については警察署長が委嘱するものとする。

3 健康管理医は、主任健康安全管理責任者及び健康安全管理担当者に対し、次に掲げる事項について、必要な勧告、指導又は助言を行うものとする。

- (1) 職員の健康診断及び健康指導に関すること。
- (2) 職員に対する疾病予防及び療養の指導に関すること。
- (3) 職員の健康障害に関する調査及び防止に関すること。
- (4) 職員の管理指導区分（以下「指導区分」という。）の決定、変更及び解除等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理について、医療に関する専門的知識を必要とする事項に関すること。

（安全衛生委員会）

第12条 法第18条第1項に規定する安全衛生委員会は、本部及び警察署（職員が50人未満の警察署を除く。）に置く。

2 安全衛生委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

3 本部の安全衛生委員会（以下「本部委員会」という。）の委員長は総括健康安全管理者とし、委員は次に掲げる者のほか本部長の指名する者をもって充てる。

- (1) 主任健康安全管理責任者
- (2) 警務部警務課長
- (3) 警務部会計課長
- (4) 警務部監察課長
- (5) 刑事部刑事企画課長
- (6) 生活安全部生活安全企画課長
- (7) 地域部地域課長
- (8) 交通部交通企画課長
- (9) 警備部警備第一課長
- (10) 本部の健康管理医
- (11) 警務部厚生課の安全衛生管理者

4 本部委員会は、毎月1回以上開催するようにならなければならないものとし、本部長の諮問する事項及び次に掲げる事項について、調査・審議を行うものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職務上の災害の原因及び再発防止対策で、衛生又は安全に係るものに関すること。
- (3) 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び危険の防止に関する重要な事項

5 警察署の安全衛生委員会（以下「所属委員会」という。）の委員長は、健康安全管理事務取扱者を充て、委員は第3項に準じて構成し、前項各号に掲げる事項について調査・審議を行うものとする。

6 安全衛生委員会は、調査・審議の結果、職員の健康管理及び安全管理上改善を要する事項を認めるときは、本部委員会にあつては本部長に、所属委員会にあつては当該所属長に意見を具申するものとする。

（持回り審議）

第13条 安全衛生委員会において調査・審議すべき事案について、委員長が内容が軽易で会議に付する必要がないと認められたもの又は緊急を要し会議に付議するいとまがないと認められたものについては、持回りにより委員会の会議に代えて審議に付することができる。

（委員会の庶務）

第14条 本部委員会の庶務は厚生課において、所属委員会の庶務は当該所属において行うものとし委員会における議事で重要なものについては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第23条第3項に定めるところにより記録を作成するとともに、これを3年間保存しなければならない。

（意見を聞くための措置）

第15条 安全衛生管理者を置かない所属の健康安全管理担当者は、幹部会議等で、健康及び安全に関する事項について、関係職員の意見を聞くための機会を設けるようにならなければならない。

（野外実験等の場合の体制）

第16条 健康安全管理担当者は、野外における実験等（以下「野外実験等」という。）を行う場合には、その業務に従事する職員のうちから、健康管理又は安全管理の責任者を指名し、当該業務に関

する健康管理又は安全管理の事務を行わせなければならない。

- 2 健康安全管理担当者は、他の官公署等（以下「他の関係機関」という。）と共同して野外実験等を行う場合には、当該野外実験等（以下「共同野外実験等」という。）に係る他の関係機関の関係者とあらかじめ協議を行い、その業務に従事する職員のうちから、前項と同様の責任者並びに健康管理及び安全管理について総括管理する責任者を指名し、当該共同野外実験等に係る職員の健康障害又は危険の防止を一体的に行うための措置をとらなければならない。
- 3 健康安全管理担当者は、第1項及び前項に定めるもののほか野外実験等又は共同野外実験等の業務に従事する職員の健康障害又は危険の防止に必要な万全の措置を講じなければならない。
- 4 第1項の健康又は安全管理責任者の指名及び第2項の総括責任者の指名は、健康安全管理責任者・総括責任者指名書（別記様式第3）を交付して行うものとする。
- 5 健康安全管理担当者は、第1項及び第2項に定める野外実験等又は共同野外実験等を行う場合には、野外実験等実施報告書（別記様式第4）により、事前にその旨を本部長に報告しなければならない。

（危害防止主任者）

第17条 健康安全管理担当者は、当該所属におけるボイラー取扱いの作業場、放射線業務に係る作業場その他特に必要があると認められる作業場においては、各作業所ごとに当該職員の中から危害防止主任者を指名するものとし、その指名は危害防止主任者指名書（別記様式第5）を交付して行うものとする。

- 2 危害防止主任者は、健康安全管理担当者の指揮監督の下に、法第14条及び規則第17条の規定に基づく業務のほか、次に掲げる危害防止に関する事務を行うものとする。

- (1) 機械施設、物品の点検及び整備を行うこと。
- (2) 安全装置、保護具の点検及び整備を行うこと。
- (3) 設備等に異常を発見したとき、直ちに必要な措置をとること。
- (4) 従事する職員に対して、危害防止のために必要な作業方法の指示、作業上の注意を与えること。
- (5) その他職員の安全保持に関すること。

- 3 危害防止主任者を指名したときは、その名称及び氏名を作業場の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（継続作業の制限等）

第18条 健康安全管理担当者は、さん孔タイプ等の打鍵作業に従事する職員については、職員の健康障害を防止するため、継続作業の制限等の措置を講じなければならない。

（中・高年齢職員等に対する配慮）

第19条 健康安全管理担当者は、中・高年齢職員その他健康障害者等特に配慮を必要とする職員に対しては、配置、業務の遂行方法等に関して、心身の条件を十分に考慮するように努めなければならない。

（火気取締責任者）

第20条 群馬県警察庁舎の火気取締責任者については、群馬県警察の庁舎の管理に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第2号）の定めるところによる。

（採用者に対する衛生安全教育）

第21条 健康安全管理担当者は、新たに採用された職員又は配置換等により業務内容を変更した職員がある場合において、当該職員の健康の保持・増進又は安全の確保のために必要であると認めるときは、遅滞なく、その従事する業務に関する衛生安全のため必要な事項について教育を行わなければならない。ただし、職員が十分知識及び技能を有すると認められる事項についてはこの限りではない。

（職員の意見聴取）

第22条 健康安全管理担当者は、職員の健康管理及び安全教育に関して、職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 健康診断

（健康診断の種類及び検診区分等）

第23条 健康診断は、定期健康診断、成人病健康診断、特別健康診断、採用時健康診断、臨時健康診

断とし、その検診区分、検診項目、対象者等は、別表第2のとおりとする。

(健康診断の実施担当者)

第24条 定期健康診断は、本部の各所属にあつては主任健康安全管理責任者が、警察署にあつては当該警察署の健康安全管理担当者が行う。

2 成人病健康診断、特別健康診断及び臨時健康診断は主任健康安全管理責任者が、採用時健康診断は警務部警務課長が行う。

(受診の義務)

第25条 職員は、次に掲げるものを除き、指定された期日又は期間内に健康診断を受けるように努めなければならない。ただし、やむを得ない事情がある者で、事前に健康安全管理担当者の承認を受けたものを除く。

(1) 休職中の者

(2) 長期療養(引き続き30日を超える期間休務し、療養することをいう。以下同じ。)中の者

(3) 採用時健康診断を受診して、3か月を経過していない者

(4) 妊娠している者

(5) 当該年に成人病精密検診を受診した者等で、主任健康安全管理責任者が指定する者

2 健康安全管理担当者は、勤務の都合その他やむを得ない事由により、指定期日に健康診断の受診できなかつた職員については、後日速やかに受診させるようにしなければならない。

(定期健康診断)

第26条 定期健康診断(以下「定期検診」という。)は、全職員に対し、1年に少なくとも1回定期に実施するものとする。

2 前項の定期検診は、本部及び警察署ごとに最寄りの保健所又は本部長の指定する医療機関に依頼して行うものとする。この場合において、本部については警務部厚生課において事務を処理する。

(特別健康診断)

第27条 特別健康診断(以下「特別検診」という。)は、別表第2「特別検診」の項に掲げる業務に従事する職員に対し、定期に実施するものとする。

2 特別検診は、定期検診と同時に実施することができる。この場合において、同一の検査項目があるときは、いずれか一方を省略することができる。

(精密健康診断)

第28条 主任健康安全管理責任者は、定期検診の結果、健康に異常があり、又はその疑いがある者及び職員健康管理指導区分及び事後措置の決定基準(別表第3。以下「指導区分及び措置基準」という。)に該当すると認められる職員を発見したときは、速やかに当該職員にその旨通知するとともに、その者について次の各号のいずれかの精密健康診断(以下「精密検診」という。)を実施するものとする。

(1) 胸部精密検診

(2) 胃部精密検診

(3) 高血圧精密検診

2 前項第1号に定める胸部精密検診は、次に掲げる項目について医師が行うものとする。ただし、第2号に掲げる項目については、医師が必要でないと認めた場合は、省略することができる。

(1) エックス線直接撮影による検査、赤血球沈降速度及びかくたん検査

(2) エックス線透視による検査及び聴診、打診その他必要な検査

3 胸部精密検診により、結核の発病のおそれがあると診断された職員については、その後おおむね6月後に再び前項各号に定める項目について精密検診を行うものとする。ただし、同項第2号に掲げる項目については医師が必要でないと認めた場合は省略することができる。

(成人病健康診断)

第29条 総括健康安全管理者は、年齢その他の事情を勘案し、中高年齢者のうち、受診を希望し、かつ、必要と認める職員を別に指定する病院等に入院させ、その者の総合精密検診を行うほか、成人病疾患予防のため、別表第2に定める成人病健康診断(以下「成人病検診」という。)を実施するものとする。

(臨時健康診断)

第30条 総括健康安全管理者は、臨時の健康診断を実施する必要があると認めるときは、臨時健康診

断（以下「臨時検診」という。）を実施するものとする。

- 2 臨時検診の対象となる職員・検査項目及びその他実施に関する必要な事項は、健康管理医又はその他の医師の意見を聞いて、総括健康安全管理者が定める。

（健康診断の検査の省略）

第31条 職員が第26条から第29条までに定める健康診断（以下「各種健康診断」という。）の実施時期前の3月以内に当該検査項目の全部又は一部について、医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の検査を受けている場合において、その検査が、これらの規定に基づく健康診断における検査の基準に適合していると認めるときは、その検査をもつて当該健康診断における検査に代えることができる。

（採用時健康診断書の作成等）

第32条 警務部警務課長は、採用時健康診断を実施したときは、採用時健康診断記録票（別記様式第6）を作成し、当該職員の所属の健康安全管理担当者に送付しなければならない。

（健康診断実施結果の報告）

第33条 主任健康安全管理責任者及び警察署の健康安全管理担当者は、職員の各種健康診断を実施したときは、その結果を健康診断実施報告書（別記様式第7）により、速やかに総括健康安全管理者に報告しなければならない。

- 2 主任健康安全管理責任者が実施した健康診断の実施結果は、本部各所属の健康安全管理担当者に通知しなければならない。

- 3 主任健康安全管理責任者は、成人病検診又は特別検診により異常が認められる者を発見したときは、速やかに総括健康安全管理者に報告するとともに、循環器に異常が認められる者にあつては、循環器等の精密検診実施結果通知書（別記様式第8）により、その者の所属の健康安全管理担当者に通知しなければならない。

#### 第4章 健康異常者に対する管理指導

（勤務上の配慮）

第34条 所属長は、健康障害の防止を図るため、特に勤務上の配慮を必要とする職員については、その者の心身の条件を十分考慮して、配置その他職務の遂行方法等を定めるよう努めなければならない。

（管理指導区分の指定）

第35条 総括健康安全管理者は、各種健康診断の結果、健康に異常があると認められる職員については、健康管理医又は医療を担当した医師の意見等を勘案のうえ、「指導区分及び措置基準」及び指導区分（別表第4から別表第6まで）に定める区分に従つて指導区分の指定をしなければならない。

- 2 職員は、健康診断による場合を除き、自己に指導区分の指定対象となる疾患のあることを知つたときは、医師の診断書を添えて健康安全管理担当者に報告しなければならない。
- 3 健康安全管理担当者は、前項の報告を受けたときは、速やかに健康管理指導区分指定申請書（別記様式第9）に医師の診断書を添えて主任健康安全管理責任者を経て総括健康安全管理者に対し、当該職員に係る指導区分の指定を申請しなければならない。
- 4 総括健康安全管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し必要により健康管理医又は医療を担当した医師の意見を聞いたうえ、当該職員の指導区分を指定するものとする。
- 5 総括健康安全管理者は、指導区分を指定するもののうち、休職、長期療養、復職又は職務復帰の発令を必要とするもの、その他委員会の審議に付する必要があると認めたものについては、努めてこれを本部委員会に諮問するものとする。
- 6 総括健康安全管理者は、指導区分を指定したときは、健康管理指示書（別記様式第10）により、当該職員の所属する健康安全管理担当者に、その旨を通知するものとする。

（指導区分の変更）

第36条 指導区分の指定を受けた職員が病状が回復し又は悪化したことにより、その変更を受けようとするときは、医師の診断書を添えて指導区分変更願（別記様式第11）を所属長を経て総括健康安全管理者に提出しなければならない。

- 2 総括健康安全管理者は、指導区分を変更する必要があると認めるときは、新たに指導区分を決定し、前条第6項に準じ健康安全管理担任者にその旨を通知するものとする。

（警務課長に対する通知）

第37条 主任健康安全管理責任者は、休職、長期療養、復職又は職務復帰の発令を必要とする指導区分の指定があつたときは、所定の処置がとられるよう速やかに警務部警務課長に通知しなければならない。

(指導区分の指定を受けた者の管理処置)

第38条 健康安全管理担当者は、第35条第6項又は第36条第2項の規定により、指導区分の指定通知又はその変更の通知を受けたときは、速やかに当該職員に通知するとともに、当該職員に対し、指導区分に応ずる医療管理及び勤務管理を行い健康の早期回復に努めなければならない。

2 健康安全管理担当者は、指導区分の指定対象となる疾患に罹患した職員又は罹患するおそれのある職員については、健康管理医又は当該職員の主治医の意見を聞いて、勤務を軽減し、健康管理上の措置を講ずるなど職員の疾病の予防、早期回復に必要な措置を講じなければならない。

(長期療(休)養の措置)

第39条 職員は、各種健康診断その他任意に受けた診断により30日を超える長期療(休)養(公務傷病を除く。)を必要とするときは、速やかに病気休暇願(別記様式第12)に医師の診断書を添え、所属長を経て本部長に提出し、その承認を受けなければならない。病気休暇の更新をするときも同様とする。

2 本部長は、前項の規定による願出の承認をしたときは、病気休暇承認書(別記様式第13)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。

(療(休)養命令)

第40条 本部長は、結核性疾患患者で、結核予防法(昭和26年法律第96号)第28条(従業禁止)若しくは第29条(入所命令)に規定する結核を伝染させるおそれがあると認められる職員又は精神保健法(昭和25年法律第123号)第3条に規定する精神障害者で、精神障害のため自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認められる職員があるときは、これを防止するため、医師の診断書に基づいて療(休)養命令(別記様式第14)を発するものとする。

2 健康安全管理担当者は、前項の療(休)養命令を発する必要があると認められる職員があるときは、療(休)養命令上申書(別記様式第15)に医師の診断書を添えて本部長に上申しなければならない。

(執務する場合の措置)

第41条 職員は、総括健康安全管理者から指導区分を受けて療(休)養している場合又は承認を受けて長期療(休)養(公務傷病を除く。)をしている場合で、健康を回復し執務しようとするときは、執務承認願(別記様式第16)に医師の診断書を添え、所属長を経て本部長に願い出てその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による願出は、所属長を経由して、執務しようとする日の5日前までに本部長に提出しなければならない。この場合において、所属長は当該職員の健康状態を調査し、執務に対する意見を付するものとする。

3 総括健康安全管理者は、第1項の願出があつた場合において必要があると認めるときは、医師の検診を受けさせ、又は意見を聴取する等健康状態の確認に努めなければならない。

4 本部長は、執務の承認をしたときは、執務承認書(別記様式第17)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。

(療養専念の義務)

第42条 要療(休)養者は出勤しないで、医師及び健康管理関係者の指示に従い、療養に専念しなければならない。

2 要軽業者及び要注意者は、医師の指示に従い健康の回復に努めなければならない。

(保健指導)

第43条 主任健康安全管理責任者は、必要により、保健師をして職場及び家庭を訪問させ、環境衛生教育、健康相談並びに要療養者、要軽業者及び要注意者の療養看護、事後措置等について保健指導を行わせるものとする。

(療養援護)

第44条 健康安全管理担当者は、療養中の者に対して、自ら又は職員を随時派遣して、療養指導及び慰ぶ激励を行うとともに、療養中の職員及び家族からの相談については、懇切にこれに応ずるほか、療養の援護に努めなければならない。



## 第4章の2 過重労働による健康障害防止対策

### (過重労働と健康障害の関係)

第44条の2 健康安全管理担当者は、時間外勤務と健康障害の発症との相関関係において、具体的には、時間外勤務が1か月当たりおおむね45時間を超えて長くなるほど業務と発症との関連性が強まるとされ、発症前1か月間におおむね100時間を超える時間外勤務又は発症前2か月以上の間で1か月当たり80時間を超える時間外勤務が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとされていることを認識し、その相関関係について職員に理解させるとともに、不要な時間外勤務をさせない、又はしない機運を醸成するものとする。

### (勤務条件の改善)

第44条の3 健康安全管理担当者は、過重労働によって生ずる職員の健康障害を予防するため、常に職員の業務量、勤務実態、健康状態等に配意し、勤務条件の改善と調整に努めなければならない。

### (過重労働職員がいる場合の措置)

第44条の4 健康安全管理事務取扱者は、次の職員（以下「過重労働職員」という。）に対して、その疲労の蓄積度を確認するため、別に定める疲労蓄積度自己診断チェックリストにより自己診断を実施させるとともに、過重労働職員との面接を行い、その結果を別に定める面接指導等実施記録表（以下「記録表」という。）に記録しておかなければならない。

(1) 1か月間に80時間を超える時間外勤務に従事した職員

(2) 1か月間に60時間を超える時間外勤務に従事した職員（警察署において輪番制により当直勤務に従事している職員に限る。）

2 健康安全管理担当者は、前項に規定する過重労働職員がいる場合は、過重労働職員報告書（別記様式第17の2）により翌月10日までに主任健康安全管理責任者に報告しなければならない。

### (面接指導)

第44条の5 健康安全管理事務取扱者は、過重労働職員（前条第1項第1号の過重労働職員（以下「第1号過重労働職員」という。）に限る。）に対して、前条第1項の措置に加え、別に定める健康相談票を作成させた上、直後の健康相談等の機会に健康管理医による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を受けさせなければならない。ただし、対象職員が、1か月以内に面接指導を受け、又は健康管理医以外の医療機関で脳及び心臓疾患に係る診察を受けて、その結果、面接指導を受ける必要がないと健康管理医等が認める場合は、これを省略することができる。

2 健康安全管理事務取扱者は、過重労働職員（前条第1項第2号の過重労働職員（以下「第2号過重労働職員」という。）に限る。）に対して、疲労蓄積度を勘案し、特に必要と認める場合は、直後の健康相談等の機会に健康管理医による面接指導を受けさせなければならない。

### (面接指導に係る情報提供)

第44条の6 健康安全管理事務取扱者は、過重労働職員に面接指導を受けさせる場合は、当該職員の疲労蓄積度自己診断チェックリスト及び当該職員に関する勤務時間、勤務環境、過去の健康診断の結果等に関する健康情報を健康管理医に提供するものとする。

### (主任健康安全管理責任者による調整)

第44条の7 主任健康安全管理責任者は、第1号過重労働職員が面接指導を受けられない場合は、健康安全管理担当者と協議して、面接指導の日時及び場所を指定するものとする。

### (主任健康安全管理責任者による通知)

第44条の8 健康安全管理担当者は、前条の規定により主任健康安全管理責任者から通知を受けた場合は、該当する過重労働職員に対し、主任健康安全管理責任者の指定する日時及び場所において、面接指導を受けさせるものとする。

### (面接指導に係る記録等)

第44条の9 健康安全管理事務取扱者は、面接指導の結果（第44条の5第1項ただし書の規定又はその他の理由（第2号過重労働職員に限る。）により面接指導を省略した場合はその旨を含む。）について、記録表に記録しておかなければならない。過重労働職員の健康管理について健康管理医による指導、勧告等意見を受けた場合も同様とする。

2 健康安全管理担当者は、過重労働職員が面接指導を受けた場合（第44条の5第1項ただし書の規定又はその他の理由（第2号過重労働職員に限る。）により面接指導を省略した場合は含む。）は、

記録表等その記録の写しを添えて、翌月10日までに主任健康安全管理責任者に報告しなければならない。

(改善に係る記録)

第44条の10 健康安全管理事務取扱者は、過重労働職員の時間外勤務を短縮するなど健康安全管理事務取扱者が行った就業上の措置及びそれに伴って改善された結果について、記録表に記載するものとする。

(連続した80時間を超える時間外勤務の禁止)

第44条の11 健康安全管理担当者は、過重労働職員に対しては、原則として、次の1か月間においては80時間(第2号過重労働職員については60時間)を超える時間外勤務に従事させてはならない。

(その他の措置)

第44条の12 疲労の蓄積による健康障害は職員個々の生活状況等により個人差があることから、健康安全管理担当者は、健康管理上問題を有する職員に対し、第44条の4第1項の規定による過重労働の区分に固執することなく、適宜適切な対策を講じなければならない。

2 1か月当たり45時間を超える時間外勤務をした職員で、心身に何らかの異常を自覚したものは、第44条の4の規定にかかわらず、その旨を健康安全管理担当者に申し出るとともに、速やかに医師の診断を受けなければならない。この場合において、健康安全管理事務取扱者は、第44条の4から第44条の10までの規定に準じてその内容の記録、報告その他必要な措置を執らなければならない。

3 主任健康安全管理責任者は、前2項の規定にかかわらず、過重労働による健康障害の防止に向けて、必要と認められる措置を執ることができるものとする。

#### 第5章 伝染病に対する措置

(伝染病発生の際の措置)

第45条 職員は、本人又は本人と同居している者が伝染病(伝染病予防法(明治30年法律第36号)に定める伝染病及びその疑似症をいう。以下この章において同じ。)にかかったときは、健康安全管理担当者に届け出なければならない。

2 健康安全管理担当者は、前項の規定による届出があつたときは、直ちに伝染病患者発生報告書(別記様式第18)により、主任健康安全管理責任者を経て本部長に報告しなければならない。

3 健康安全管理担当者は、職員が伝染病にかかったとき又は感染するおそれがあるときは、関係市町村長及び保健所長等と緊密な連絡をとり、速やかに消毒その他防疫上必要かつ適切な処置を講じなければならない。

4 健康安全管理担当者は、群馬県警察が管轄する施設において伝染病が発生したことを知つたときは、直ちに当該伝染病が発生した場所を管轄する保健所長に連絡するとともに、第2項の例によつて本部長に報告しなければならない。

5 職員は、伝染病に関して保健所長が行う指導等に従わなければならない。

(伝染病転帰の際の措置)

第46条 健康安全管理担当者は、前条の伝染病患者の転帰が認められたときは、速やかに伝染病患者転帰報告書(別記様式第19)により本部長に報告しなければならない。

(予防接種)

第47条 主任健康安全管理責任者及び健康安全管理担当者は、伝染病の流行に際し、職員に感染のおそれがあるときは、職員の全部又は一部について直ちに予防接種を実施する等必要な措置を講じなければならない。

2 健康安全管理担当者は、職員に予防接種を実施したときは、予防接種実施報告書(別記様式第20)により本部長に報告するとともに、健康管理個人票(別記様式第21)に記録しなければならない。

(防疫)

第48条 健康安全管理担当者は、宿直室、食堂、便所等について定期的に清掃を実施しなければならない。

#### 第6章 健康の保持・増進

(勤務環境の維持、改善)

第49条 健康安全管理担当者は、当該所属の適切な採光、照明、換気、保温、防湿及び清潔保持等に勤務環境の整備、改善に努め、職員の健康保持のために必要な措置を講じなければならない。

2 主任健康安全管理責任者は、寝具乾燥車により計画的に各所属を巡回し、寝具の乾燥を実施する

ものとする。

3 健康安全管理担当者は、業務上使用する寝具等の乾燥その他必要な処置を随時行わなければならない。

4 健康安全管理担当者は、勤務環境の改善に関し、安全衛生委員会又は安全衛生管理者若しくは所属職員から意見の申出があつたときは、可能な限り速やかに適切な措置をとるとともに、必要と認めるものについては、主任健康安全管理責任者に通報しなければならない。

(健康管理)

第50条 健康安全管理担当者は、職員の健康状態に常に留意し、健康に異常の認められる者については、休養を勧め、又は早期に医師の診断を受けさせる等適当な措置を講じなければならない。この場合において、必要と認めるときは、健康管理医の意見を聞くものとする。

(救急用具の備付け)

第51条 健康安全管理担当者(本部各所属にあつては、主任健康安全管理責任者)は、負傷者、急病者の応急手当に必要な救急用具及び救急薬材料を備え付け、その保管場所及び使用方法等を職員に周知徹底させるとともに、適正な保管管理に努めなければならない。

第52条 削除

(元気回復のための措置)

第53条 主任健康安全管理責任者及び健康安全管理担当者は、職員の健康の保持・増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について計画を樹立し、又は必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 健康安全管理担当者は、常に所属職員の精神的、肉体的な疲労に配慮し、適切なレクリエーション活動により元気回復を図るとともに、職員の文化活動等を育成し、これを援助するように努めなければならない。

(保健衛生教養)

第54条 総括健康安全管理者及び健康安全管理担当者は、講演会・対話会等の開催、図書・文書等の配布又は巡回指導を行うなどにより職員の保健衛生に関する知識の普及向上及び疾病に対する自己管理意識の徹底を図らなければならない。

## 第7章 安全管理

(危険防止のための措置)

第55条 健康安全管理担当者は、施設、設備、有害物質等による職員の災害又は病気の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第56条 健康安全管理担当者は、災害による緊急事態が発生したときは、直ちに職員及び必要がある関係者等に通報するとともに、当該緊急事態に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避、救急活動、消火活動その他適切な措置を講じなければならない。

(異常な事態に備えるための訓練)

第57条 総括健康安全管理者及び健康安全管理担当者は、災害又は事故による異常な事態に対処して、職員の退避等の措置を的確かつ円滑にとることができるようにするため、消火、避難等の設備及び用具の整備に努め、随時点検を行うとともに、必要に応じ消火、避難等の訓練を行うものとする。

(危害防止事項の遵守義務)

第58条 職員は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

(災害の処理)

第59条 健康安全管理担当者は、施設、設備、有害物質等による職員の災害又は病気が発生したときは、速やかにその原因を調査し、必要な対策を講じなければならない。

2 健康安全管理担当者は、前項の災害の内容及び原因並びにその対策について、速やかに総括健康安全管理者に報告しなければならない。

(災害等の報告)

第60条 健康安全管理担当者(共同野外実験等の場合にあつては、総括する責任者又は安全管理の責任者)は、職員の勤務する場所において、次に掲げる災害又は事故が発生したときは、発生の日時、場所、被害の程度等を直ちに重大災害等報告書(別記様式第22)により本部長に報告しなければならない。

- (1) 職員の事故の発生の日から10日以内に死亡することになった災害
- (2) 同一原因で3人以上の職員が負傷し、窒息し又は急性中毒にかかり、1日以上休養することになった災害
- (3) 火災、ボイラーの破裂等の事故で重大なもの  
(安全教育)

第61条 健康安全管理担当者は、職員に対してその業務遂行上必要な安全の保持のための教育を行わなければならない。

(連絡協調)

第62条 職員の健康又は安全の管理に係る事務を分掌する本部所属長(以下「安全管理等関係所属長」という。)は、この訓令に定める健康又は安全管理に関する必要な事項を実施するため、警察一体の原則にのっとり、相互に協力しなければならない。

#### 第8章 記録等

(健康管理個人票)

第63条 健康安全管理担当者は、職員の健康管理の適正を期するため、健康管理個人票を備え付け、健康診断の結果及び指導区分を受けている者その他健康異常者等の所要事項を常に記録整理し、職員の健康管理に関する資料として、その活用に努めなければならない。

2 健康安全管理担当者は、職員が配置換を命ぜられたときは、当該職員の健康管理個人票を異動先の健康安全管理担当者に送付しなければならない。

3 健康安全管理担当者は、職員が退職若しくは死亡したとき又は他の機関に出向したときは、健康管理個人票を総括健康安全管理者に送付しなければならない。

(健康管理票)

第64条 総括健康安全管理者は、第35条第6項、第36条及び第40条の規定による措置をとつたときは、事後の病状経過を明らかにするため、健康管理票(別記様式第23)を作成し、整理保管しなければならない。

第65条 削除

(書類の経由)

第66条 この訓令の規定により本部長又は総括健康安全管理者に報告又は提出する書類は、主任健康安全管理責任者を經由しなければならない。この場合において、安全管理に係るものについては、主任健康安全管理責任者が当該主管所属長に通知するとともに必要な措置を講ずるよう要請するものとし、当該主管所属長は、その結果について主任健康安全管理責任者を経て総括健康安全管理者に報告しなければならない。

別表第1(第9条関係)

安全衛生管理者設置一覧表

区分	設置所属	安全衛生管理者数	担当所属
本部	厚生課	3	本部各所属(交通機動隊及び運転免許課が担当する所属並びに地域課鉄道警察隊、高速道路交通警察隊、警備第二課航空隊及び警察学校を除く。)
	鑑識課	1	鑑識課 科学捜査研究所
	運転免許課	1	運転免許課 運転管理課
	交通機動隊	1	機動捜査隊 交通機動隊
	高速道路交通警察隊	1	高速道路交通警察隊
	警察学校	1	警察学校
警察署	前橋警察署	2	当該警察署

高崎警察署	2
前橋・高崎警察署以外の警察署（職員が50人未満の警察署を除く。）	各1

別表第2（第23条、第27条、第29条関係）

健康診断の種別、検診区分等一覧表

種類	検診区分	検診項目等	対象者	実施回数等	備考
定期健康診断	胸部一般検診	エックス線間接撮影	全職員	年1回以上	
	胸部精密検診	エックス線直接・断層撮影、血沈、かくたん等の検査	一般検診の結果、必要を認める者及び指導区分指定者	〃	
	血圧測定	血圧値	中高年齢者	〃	
	尿検診	蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血、PHの検査	〃	〃	
	自体等計測	身長、体重、視力等の検査	全職員	〃	
	その他必要と認める検診	既往症、自覚症状等の検査	別に指定する者	〃	
成人病健康診断	精密総合健康診察（人間ドック）	循環器系、消化器系、呼吸器系、肝機能その他臨床医学的検査	中高年齢者のうち受診を希望した者	年1回	
	胃部検診	バリウムによる胃部造影写真検査	中高年齢者	〃	
	循環器精密検診	心電図、眼底、血液、血圧、コレステロールその他必要とする検査	定期検診の結果異常が認められた者	〃	
	肝臓、肝機能、糖尿病等検診	血糖、尿糖、肝機能等の検査	〃	〃	
特別健康診断	運転業務員検診	血中、尿中の鉛量濃度検査、その他特殊検査、自覚症状の調査等	白バイ及び長時間自動車運転者	〃	
	さん孔及び打鍵業務員検診	問視診及び視力、握力、聴力、整形外科一般検査等	キーパンチャー及びタイピスト	3月に1回	
	電離放射線業務員検診	一般診察、全血比重、白・赤血球、血色素、白血球百分率の検査	科学捜査研究所員	6月に1回	
	指紋、図化室業務員検診	屈折調節検査、生体顕微鏡検査、眼筋機能検査、精密眼底検査、その他必要とする検査	鑑識課、図化室で指定する者	年1回	
	有害業務員検診	必要と認める検査	指定する者	その都度	
	伝染原病原体及び寄生虫検診	ふん便検査	給食業務に従事する者 入校者	毎月1回以上 別に定める	
	その他必要と認める検診	必要と認める検査	指定する者	その都度	
採用時健康診断	初任科生入校時健康診断	問視診、胸部エックス線直接撮影、血圧、尿、内診、耳鼻泌尿器の検査及び色神、体形、その他警察官としての適格検査	警察官の採用予定者	採用発令前	
	一般職員採用時健康診断	問視診、胸部エックス線直接撮影及び血圧、尿、内診、耳鼻等の検査	警察官以外の採用予定者	〃	

断		査			
---	--	---	--	--	--

別表第3（第28条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の決定基準

指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
生活規 正の面	A	勤務を休む必要のあるもの 休暇又は転職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のある者 職務の変更、勤務場所の変更、休暇等の方法により勤務を軽減し、かつ深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行つてよいもの 深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの
医療の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの 医療機関のあつせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの 経過観察をするための検査及び発病再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの

備考 1 指導区分の基準は上記のとおりとするが、胸部結核性及び循環器については、別表第4・第5により決定する。

2 その他の疾患については、別表第6により指導区分を決定する。

別表第4（第35条、第36条、第38条関係）

健康管理指導区分（循環器系疾患）

指導区分		病状	医療管理 (生活指導)	勤務管理
種別	記号			
要療 養	A	血圧その他の循環器系における臨床上的変化が著しく、勤務を一切免除して医師による直接の医療を受ける必要があるもの	○入院又は通院により療養に専念させる。	○休暇又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
要軽 業	B	血圧その他の循環器系における臨床上的変化が大きく、勤務を制限し医師による直接の医療を受けさせる必要があるもの	○通院加療に努めさせる。 ○月に1回以上血圧測定を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を厳守させる。	○勤務配置又は勤務内容の変更等により勤務量を軽減する。 ○深夜勤務、休日勤務、当直勤務及び時間外勤務を免除する。 ○柔剣道、逮捕術、体育等過激な訓練は一切免除する。
要注 意	C	血圧その他の循環器系における臨床上的変化が認められ、勤務をある程度制限して医師による医療又は観察指導を受けさせる必要があるもの	○通院加療に努めさせる。 ○隔月に1回以上血圧測定を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を守らせる。	○勤務はおおむね普通でよいが、深夜勤務、休日勤務及び当直勤務はなるべく軽減する等勤務過重にならないよう留意する。 ○柔剣道、逮捕術、体育等は準備運動程度にとどめる。
経過	D	血圧その他の循環器系に	○主として生活上の節制を	○普通勤務でよい。

観察		軽度の変化が認められ、経過を観察する必要があるもの	守らせる。 ○症状に応じ必要な検診を受けさせる。	○柔剣道、逮捕術、体育等で過激なものはさせない。
----	--	---------------------------	-----------------------------	--------------------------

別表第5（第35条、第36条、第38条関係）

健康管理指導区分（結核性疾患）

指導区分		病状	医療管理 (生活指導)	勤務管理
種別	記号			
要療養	A	勤務を一切免除して、医師による直接の医療を受けさせる必要があるもの	○入院又は通院により療養に専念させる。	○休暇又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
要軽業	B	勤務を軽減して医師による医療を受けさせる必要があるもの	○通院加療に努めさせる。 ○3か月ごとに精密検診を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を厳守させる。	○勤務配置又は勤務内容の変更等により勤務量を軽減する。 ○深夜勤務、休日勤務、当直勤務及び時間外勤務を免除する。 ○柔剣道、逮捕術、体育等過激な訓練は一切免除する。
要注意	C1	勤務はほぼ普通に行つてよいが、医師による直接の医療を受ける必要があるもの	○通院加療に努めさせる。 ○3か月ごとに精密検診を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を厳守させる。	○深夜勤務、休日勤務、当直勤務及び時間外勤務を免除する。 ○柔剣道、逮捕術、体育等は準備運動程度にとどめる。
	C2	勤務は普通に行つてよいが、定期的に医師による観察指導を受ける必要があるもの	○6か月ごとに精密検診を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を守らせる。	○勤務はおおむね普通でよいが、深夜勤務、休日勤務及び当直勤務はなるべく軽減する等勤務過重にならないよう留意する。 ○柔剣道、逮捕術、体育等は準備運動程度にとどめる。
経過観察	D	普通勤務でよいが、経過観察の必要があるもの	○間接撮影を省略し、年1回精密検診を受けさせる。	○普通勤務でよい。 ○柔剣道、逮捕術、体育等で過激なものはさせない。

別表第6（第35条、第36条、第38条関係）

健康管理指導区分（その他の疾患）

指導区分		病状	医療管理 (生活指導)	勤務管理
種別	記号			
要療養	A	勤務を一切免除して、医師による直接の医療を受けさせる必要があるもの	○入院又は通院により療養に専念させる。	○休暇又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
要軽業	B	勤務を軽減して、医師による医療を受けさせる必要があるもの	○通院加療に努めさせる。 ○3か月ごとに精密検診を受けさせる。 ○医師の指示する生活上の節制を厳守させる。	○勤務配置又は勤務内容の変更等により勤務量を軽減する。 ○深夜勤務、休日勤務、当直勤務及び時間外勤務を

				<p>免除する。</p> <p>○柔剣道、逮捕術、体育等過激な訓練は一切免除する。</p>
要注意	C	<p>勤務はほぼ普通に行つてよいが、医師による直接の医療又は定期的観察指導を受けさせる必要があるもの</p>	<p>○通院加療に努めさせる。</p> <p>○6か月ごとに精密検診を受けさせる。</p> <p>○医師の指示する生活上の節制を守らせる。</p>	<p>○勤務はおおむね普通でよいが、深夜勤務、休日勤務及び当直勤務はなるべく軽減する等勤務過重にならないよう留意する。</p> <p>○柔剣道、逮捕術、体育等は準備運動程度にとどめる。</p>
経過観察	D	<p>普通勤務でよいが、経過観察を必要とするもの</p>	<p>○症状に応じ必要な検診を受けさせる。</p>	<p>○普通勤務でよい。</p> <p>○柔剣道、逮捕術、体育等で過激なものはさせない。</p>